

# 定 款

株式会社 北 弘 電 社

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、株式会社北弘電社と称し、英文ではKITA KOUDENSHA Corporationと表示する。

(本店の所在地)

第2条 本会社は、本店を札幌市に置く。

(目 的)

第3条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気工事、管工事、空調制御装置設置工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、消防施設工事、水道施設工事、土木工事及び建築工事並びにこれに関連する企画、設計、保守、維持・管理及びコンサルティング業務
- (2) 発電機・変圧器・電動機・昇降機等の各種電気機械器具、電話交換機・電子計算機等の電子通信設備機器、ガスタービンエンジン・ディーゼルエンジン・設置型クレーン等の一般産業用機械、パッケージエアコン・送、排風機等の空調機器、ボイラー・ポンプ等の管工事機材、照明器具・換気扇等の住宅設備機器、情報処理用コンピューター、各種電線・電纜及び付属品等の製造販売及び仲介
- (3) 蓄電池の再生処理及び販売
- (4) 再生可能エネルギーによる発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売
- (5) 前各号に付帯関連する一切の事業

(公告方法)

第4条 本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行可能株式総数は、228万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 本会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を本会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 本会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 本会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(基準日)

第12条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要あるときは、取締役会の決議によって、予め公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

### (招 集)

第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- 2 本会社の株主総会は、本会社の本店所在地もしくはその隣接地において開催する。

### (招集権者及び議長)

第14条 本会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは予め取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

### (議長の権限)

第15条 議長は総会の秩序を維持するため必要な命令を発し、これに従わない者に対しては会場から退去させることができる。

### (電子提供措置等)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (附則)

1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、令和5年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

### (決議の方法)

第17条 本会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第18条 本会社の株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

### (議事録)

第19条 株主総会の議事録に議事の経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役は記名押印又は電子署名し、本会社に保存するものとする。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役会の設置)

第20条 本会社は、取締役会を置く。

### (取締役の員数)

第21条 本会社の取締役は、10名以内とする。但し、取締役に欠員が生じても、法定の員数が欠けないときは、その補欠を延期し、又は補欠しないことができる。

### (取締役の選任)

第22条 本会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 本会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 本会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第23条 本会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

### (取締役会の招集及び議長)

第24条 本会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 本会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは取締役及び監査役の同意を得て、招集通知を省略して取締役会を開催することができる。

### (役付取締役)

第25条 本会社の取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

### (代表取締役)

第26条 本会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

### (取締役会の決議の方法)

第27条 本会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 本社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 本社の取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 本社の取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、本社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 本社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 本社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 本社は、会社法第427条第1項の規定に従い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第33条 本社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第34条 本社の監査役は、5名以内とする。但し、監査役に欠員が生じても、法定の員数が欠けないときは、その補欠を延期し、又は補欠しないことができる。

(監査役の選任)

第35条 本社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

第36条 本社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- 2 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第37条 本会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。
- 3 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

(常勤監査役)

第38条 本会社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第39条 本会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときはこの期間を短縮し、監査役全員の同意あるときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第40条 本会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第41条 本会社の監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第42条 本会社の監査役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、運営その他については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第43条 本会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第44条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定に従い、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

## 第6章 執行役員

(執行役員)

第45条 本社は、取締役会の決議により執行役員若干名を置くことができる。

(執行役員規程)

第46条 執行役員に関しては、取締役会が決定する執行役員規程において定める。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第47条 本社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第48条 本社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第49条 本社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 本社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第50条 本社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第51条 本社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第52条 本社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第53条 本社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。



(期末配当金等の除斥期間)

第54条 本会社の期末配当金及び中間配当金は、本会社がその支払を開始した日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

昭和26年2月1日制定

昭和26年12月20日改正

昭和28年3月31日改正

昭和30年1月20日改正

昭和36年5月27日改正

昭和42年5月27日改正

昭和45年5月29日改正

昭和46年5月29日改正

昭和48年5月28日改正

昭和50年5月29日改正

昭和54年6月9日改正

昭和57年6月12日改正

昭和59年6月18日改正

平成6年6月27日改正

平成8年6月28日改正

平成10年6月29日改正

平成11年6月29日改正

平成12年6月14日改正

平成13年6月28日改正

平成14年6月27日改正

平成15年6月27日改正

平成16年6月29日改正

平成18年6月29日改正

平成19年6月28日改正

平成21年6月26日改正

平成22年6月29日改正

平成25年6月25日改正

平成28年6月22日改正

平成29年6月27日改正

令和2年6月25日改正

令和3年6月24日改正

令和4年6月29日改正